

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

SPC税制ってなあに？

Q：最近、SPCという言葉を目にしますが、いったい何のことでしょうか。

A：SPCとは、特定目的会社のことで、債権の流動化のために資産担保証券（ABS）を発行するという特別の目的のために設立される会社のことです。

【解説】

不動産の流動化促進対策の一環として、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（SPC法）が成立し、これを受けて、平成10年度の税制改正でも、SPC税制が創設されました。

通常の場合は、課税後の剰余金から配当を行うこととなりますが、これでは税金負担が重くなり、債権の流動化が進まなくなるため、SPCに対しては、次の条件を満たしていることを条件として、所得の金額を限度としてその事業年度に係る支払配当等の額を損金に算入されることとなります。

- (1)多数の投資家又は特定の機関投資家に対して、債権や不動産等の資産を裏付けとした証券を発行しているものであること
- (2)他の事業活動を行っていないこと
- (3)所得の90%以上を配当として支払っていること

一方、配当の受取側は、その証券の内容に応じて、従来通り課税されます。さらに、SPC側で配当が損金算入とされていますので、受取配当等の益金不算入又は配当控除を適用することはできません。

